

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…

### 公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一一件)……………(同)…

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…

○争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)…

### 正誤

○平成二十三年三月十八日付東京都規則第三十八号……………

○平成二十五年四月三十日付東京都規則第九十九号……………

## 告示

●東京都告示第八百十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

豊島区目白一丁目千五十七番一の一部 平成二十六年四月四日

一、同番二十八、同番二十九、同番三十の一部、同番三十一、同番三十二、同番三十三、同番三十四、同番三十五、同番三十六、同番三十七、同番三十八、同番三十九、同番四十、同番四十一、同番四十二、同番四十三、同番四十四、同番四十五、同番四十六、同番四十七、同番四十八、同番四十九、同番五十、同番五十一、同番五十二、同番五十三、同番五十四、同番五十五、同番五十六、同番五十七、同番五十八、同番五十九、同番六十、同番六十一、同番六十二、同番六十三、同番六十四、同番六十五、同番六十六、同番六十七、同番六十八、同番六十九、同番七十、同番七十一、同番七十二、同番七十三、同番七十四、同番七十五、同番七十六、同番七十七、同番七十八、同番七十九、同番八十、同番八十一、同番八十二、同番八十三、同番八十四、同番八十五、同番八十六、同番八十七、同番八十八、同番八十九、同番九十、同番九十一、同番九十二、同番九十三、同番九十四、同番九十五、同番九十六、同番九十七、同番九十八、同番九十九、同番百

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百十四号

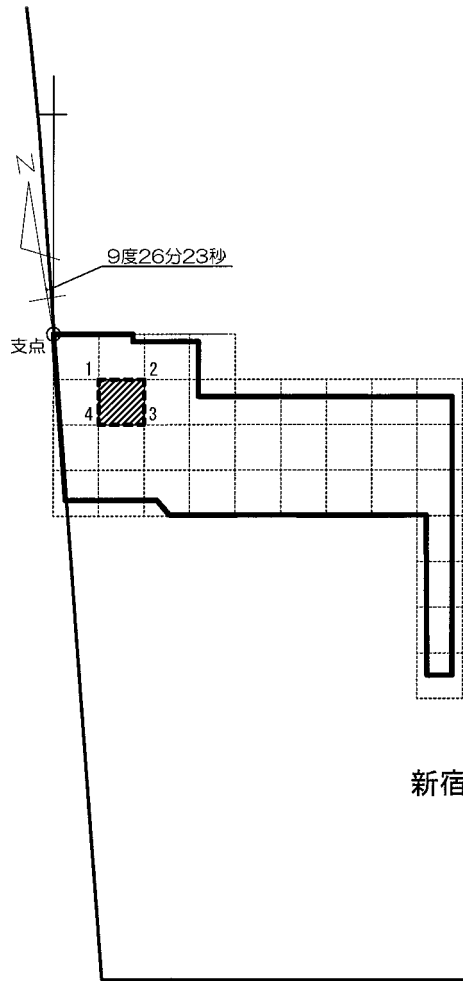
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第四十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区信濃町地

内)  
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物  
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



新宿区信濃町35番1

別図

凡例  
 — : 筆境界  
 - - - : 単位区画  
 ■ : 調査対象地  
 ▨ : 指定を解除する区域

【支点】  
 支点は、調査対象地の最北端とする。

【格子の回転角度 9度26分23秒】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
支点	-35271.342	-10519.574
1	-35282.847	-10511.349
2	-35284.487	-10501.485
3	-35294.351	-10503.125
4	-35292.711	-10512.989

【備考】  
 上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人仲間と共に歩む会

三 代表者の氏名

宮川 日出雄

四 主たる事務所の所在地

東京都東久留米市本町一丁目十番二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、アルコール等依存症(以下「依存症」という)者に身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによって依存症からの回復と自立を支援することを中心とした、広く一般市民を対象として、依存症に関する研修・啓発も行い、わが国の保健、医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま)

ま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年五月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年五月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ニトリ江戸川店
- 二 店舗所在地 江戸川区上一色三丁目三百一番一ほか
- 三 設置者名 株式会社ニトリ
- 四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ニトリ
- 六 新設をする日 平成二十七年一月八日
- 七 店舗面積の合計 六千六百四十一平方メートル
- 八 駐車場の位置及び 店舗内 二百三十台

収容台数

- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南西側 二百六十九台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北東側 五十二平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗北東側 二十五・〇八立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗南西側ほか
- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで
- 十七 届出日 平成二十六年五月七日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十九 縦覧期間 平成二十六年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年五月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年五月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ダイエー大島ショッピング・プラザ
- 二 店舗所在地 江東区大島四丁目六番一号
- 三 設置者名 株式会社ダイエー
- 四 設置者住所 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
- 五 変更前の設置者の代表者名 川戸 義晴
- 六 変更後の設置者の代表者名 村井 正平
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエー
- 八 変更前の小売業者 川戸 義晴

の代表者

九 変更後の小売業者の代表者名  
村井 正平

十 変更日  
平成二十五年五月二十二日

十一 届出日  
平成二十六年四月十八日

十二 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間  
平成二十六年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年五月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年五月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名  
ヨドバシAKIBAビル

二 店舗所在地  
千代田区神田花岡町一番六ほか

三 設置者名  
株式会社ヨドバシカメラ

四 設置者住所  
新宿区北新宿三丁目二十番一号

五 変更前の開店時刻  
午前七時

六 変更前の閉店時刻  
翌午前零時

七 変更後の開店時刻及び閉店時刻  
二十四時間営業ほか

八 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯  
午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

九 変更後の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯  
二十四時間ほか

十 変更日  
平成二十六年四月二十一日

十一 届出日  
平成二十六年三月二十八日

十二 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間  
平成二十六年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名  
ダイエー大島ショッピング・プラザ

二 店舗所在地  
江東区大島四丁目六番一号

三 設置者名  
株式会社ダイエー

四 設置者住所  
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

五 変更前の開店時刻  
午前九時ほか

六 変更後の開店時刻  
午前七時

七 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯  
午前八時三十分から午後十一時三十分まで

八 変更後の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯  
午前六時三十分から午後十一時三十分まで

九 変更日  
平成二十六年五月一日

十 届出日  
平成二十六年四月十八日

十一 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間  
平成二十六年五月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 株式会社ルミネ北千住店

二 店舗所在地 足立区千住旭町四十二番二号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 足立区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年五月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年五月二十六日から同年六月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

陽和病院労働組合執行委員長渡辺久恵から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年五月十六日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年五月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

春闘要求に関する件

二 日時

平成二十六年五月二十七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

陽和病院 練馬区大泉町二丁目十七番一号

四 種類

全ての組合員、または一部の組合員によるストライキ、その他のあらゆる形式の争議行為を実施する。(以上原文のまま掲載)

正 誤

○平成二十三年三月十八日付東京都規則第三十八号

増刊9五ページ上段中「発行済株式の総額」を「発行済株式の総数」に訂正する。

○平成二十五年四月三十日付東京都規則第九十九号

二ページ上段中「発行済株式の総額」を「発行済株式の総数」に訂正する。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002